

平成28年11月30日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成28年11月30日  
開会 15時45分 閉会 16時42分
- 2 場 所 役場3階会議室
- 3 出席委員 委員長 東口隆弘  
副委員長 藤谷謹至  
委員 内山美穂子 若山和幸 中橋友子 谷口和弥 乾邦廣  
議長 芳滝仁
- 4 傍聴者 小島智恵 岡本眞利子 野原恵子  
眞尾記者(勝毎) 稲塚記者(道新)
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦  
住民福祉部長 境谷美智子 こども課長 杉崎峰之  
保育係長 菅原隆行
- 5 事務局 局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 6 審査事件 1 付託された議案の審査について  
議案第103号 幕別町立保育所条例の一部を改正する条例  
2 所管事務調査項目について  
3 その他
- 7 審査内容 別紙

○次回委員会の開催日程については、12月16日午前9時00分とする。

○12日の保護者説明会での資料、中橋委員が担当部局に要望した資料について、14日に各委員にFAX送信することで部局に要請する。

○「2 所管事務調査項目について」は、16日の委員会開催時に決めることとする。

民生常任委員会委員長 東口 隆弘

## ◇審査内容

(開会 15:45)

○委員長（東口隆弘） ただいまから、民生常任委員会を開催いたします。

ここで事務局から諸般の報告をしていただきます。

議会事務局長。

○事務局長（細澤正典） 本日の民生常任委員会なのですが、試行でありますけれども、委員会のインターネット中継を行っております。

委員の皆さまの机の上にインターネット中継試行の留意点という紙を配らせていただいておりますけれども、これをあらかじめ見ていただいて、留意の上お願いいたしたいと思っております。

特にお願いいたしたいのは、マイクの押し忘れのないようお願いしたいということでもあります。以上です。

○委員長（東口隆弘） これで諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

議題の1は、先ほど、本委員会に付託をされました、議案第103号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例についての審査であります。

なお、本日、担当課より説明資料が提出されております。お手元に配布済みかとは思いますが、ご確認をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、議案第103号について説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） それでは、議案第103号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例の提案の理由をご説明申しあげます。

議案書は33ページ、議案説明資料の39ページをお開きいただきます。

この度、提案させていただいた幕別町立保育所条例の改正につきましては、町立保育所から札内青葉保育所を除くというものでありますけれども、その前提となります札内青葉保育所の民設民営化について、ご説明させていただきます。

札内青葉保育所につきましては、平成22年度より7年間の期間を定め、社会福祉法人温真会を指定管理者として、公設民営の保育所として運営を行ってまいりました。

この際、民営化の手法として指定管理者制度を選択いたしましたのは、大きな理由といたしましては、当時、町として初めての保育所の民営化の移行であったこと、かつ幕別町においては、民営の認可保育所はございませんでしたので、町内初の民営の保育所の誕生ということもあり、民設民営保育所への移行に対して若干不安も持っていたところが現状であります。

今回、札内青葉保育所の6年間にわたる安定した保育状況を確認し、新たな保育の取組など、民営らしい保育の手法も勉強させていただきました。

また、保護者の方の満足度も高いという実態を確認いたしております。

さらに、平成25年度から民設民営保育所として移管しました札内南保育所につきましても、保護者の方から大変高い評価をいただいております、特色のある保育を実施いたしております。

今後、札内青葉保育所におきまして、さらなる保育の充実を目指すためには、長期的

な展望や計画を持ち、効果的な投資を行うことが重要であると考えますことから、民設民営化により運営を移管しようと考えております。

また、副町長の提案説明にもありまして、今後、建物の老朽化による建替えが控えており、その折には、民設ならば国庫補助制度を活用することが可能ということで、町の負担を軽減できると考えております。

詳細の説明については、前回の所管事務調査時の資料と同様ですので、ご覧いただきたいと思っております。

以上のことから、札内青葉保育所を民設民営化するに当たり、同保育所を町立保育所から除くため、所要の改正をしようとするものであります。

議案説明資料の39ページに条文の変更点を載せておりますのでご覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 説明が終わりましたので、これより、議案第103号に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ただいま、民営化に移行するという説明をいただきました。

平成22年の民営化に至る時、指定管理制度の制度スタートの時に、この保育所の将来的な運営に関わっては、一つは公設公営、もう一つは公設民営、そして民設民営ということが示されました。

そして、ただいま住民福祉部長からお話がありましたように、初めてのスタート、それで最初のことだからということで、指定管理ということで、7年間という期限を区切ってスタートしたということです。

経過につきましては、ずっと関わってもきましたし、大変みえるという、そのとおりだというふうに思います。

しかし、その上に立って何点かお尋ねしたいのですけれども、一つは、今町内には、民設民営は南保育所がありまして、他は直接、公設公営です。そういった経営主体の違いについて、まずどんな評価をされているのかということが一つです。

もう一つは、そういう形を取りながら、指定管理として一業者を指定してやってきたと。

今回は、その民設民営に関わっては、指定管理から民設民営に移行するときの保育を担当してくださる請負保育所というのは、今までの指定管理の温真会がそのままいくということについての基本は公募が原則になっているところを、しないでいくという、その理由。

それから、もう一つ大きな理由に、建て替えるために国の補助金が民設の場合には補助が適用されるが、公設の場合には難しいということでありました。建替え計画というのは一体いつなのか。今民設民営を判断しなければならない、そんなに差し迫った状況になっているのか、まずそこを伺いたいと思っております。

○委員長（東口隆弘） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 大きく3点のご質問だったと思っております。

まず、現状での公設公営、民設民営、公設民営と今現状では3種類の手法によって町

内には保育所がありますけれども、その各々についてどういう評価かということについてでありますけれども、基本的にまず公設公営の役割というのは、当初から民営化する段階からご説明はしていたとは思っておりますけれども、まず民営化と公営化の役割の違いというのは当然あると認識しております。

資料にもお示ししておりますけれども、まず公がやらなければだめなこととして、子育てに対する今後の取組だとか、基本的に人材を育成していくとか、あと受け皿として民営化してはできないような部分については、当然公の機関として、そこは幕別町内において担保していかなければだめなところだと思うのです。

具体的には、実際の今後の人員の調整だとか、入所調整とか、そういったことが出てくると思います。なくてはならない施設として、まず札内さかえ保育所、当面の間として札内の北保育所、そして今、当面ではないですね。失礼いたしました。札内さかえにつきましては公設公営、札内北保育所については、当面の間ということで位置付けております。南保育園につきましては、現在民営化しまして順調に推移していると思っております。

一番大きいところにつきましては、やはり指定管理の青葉につきましても、そうでございますけれども、民だからこそできるべき新しいこととか、素早さとかがありまして、思い切った保育の特性を発揮できるということで、建替えに伴いまして、やはり公営だけではできないような建物の整備の仕方とか、より充実した、プールにしてもそうですけれども、保育の中身の幅を広げたというのでしょうかね、ということがあります。

現在、指定管理中の札内の青葉保育所につきましては、毎年やっています、うちのモニタリング調査におきましても、あと保育所独自でやっています、アンケート調査についても、良好な結果として判断しているところです。

2点目の温真会さんが続けていくことの原因ですが、資料にもございますけれども、これまでの良好な運営実績というものがございます。ちょっとダブってはおりますけれども、モニタリング調査においても、利用者アンケートにおいても、安心度、満足度について非常に高い評価を毎年得ているところです。

2番目の理由としましては、効果的な引継ぎというのがございます。今現在の運営、温真会が引き続き運営することによって保育環境の変化というのが最小限に抑えられまして、引継ぎ保育も不要となることから、児童に対するストレスの軽減が図れると。

当然保護者さまにとっても安心ということと、もう既に良い関係が築かれているということから、他の業者を選定するよりも、かなり優位であるということがございます。

建替えの計画につきまして、3点目にいつなのかということがございますが、いついつということは具体的には決めておりません。というのは、建替えにつきましては、もともとの札内青葉保育所は昭和54年に建設されて、今37年目を経過しようとしております。

コンクリートブロックの耐用年限につきましては、38年といわれていまして、もう少し、1、2年ですけれども、まず耐用年限といわれているものがあるということと、指定管理する時に、一応、屋根の、ある程度の改修だとか、建物の内装だとか小破修理等、あと設備の更新等を一通りしております。

ですから、早急に引き渡しをしたからといいまして、すぐ建替えなければだめだとい

うことではございません。ということで、いつ、例えば1年後とか2年後ということでの条件は付けておりません。

ただし、耐用年限がきているということと、そもそも建築基準法が変わりまして、あの建物自体が既存不適格という、構造基準に合わないようなものになっているという経緯がございますので、例えば、今後また新たに指定管理というものにする、その指定管理期間内に建替えというものが発生する可能性が非常に高いというリスクがございますことから、なるべく年限は決めてはおりませんが、あまり置いてもおけないというような状況になっているので、指定管理の選択をしないで民設民営ということを選択したということがございます。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 1点ずつ再質問させていただきます。

まず、それぞれの保育形態における評価といいますか、位置付けということでありますが、公でなければできないということ、それから民営だからこそこできるということ、それぞれありました。

あまり具体的というふうには思えなかったのですけれども、私はこの指定管理に移る時に、やっぱり保育というのはプロの先生方が携わられるわけですから、公設であっても十分行き届いた保育はできるだろうというふうに思っておりました。それと同時に、民設になれば当然のことながら経営ということが発生するので、雇われている先生の労働条件というのは、恐らく公務員の条件よりは下がっていくのではないかと心配もしました。

その辺も、もし調査されていたらお答えいただきたいと思いますが、そういう実態があるのかなのか、そういうことを心配しておりました。で、7年が経過したということでもあります。そこで、その時も考えたことは、できればこのまま公設公営でやって欲しいと思ったのですけれども、一番自分としては、考えさせられたのは、これは国の誘導策というふうにいえると思うのですけれども、町営でやった場合の補助率、補助金が少ないのだと。ここはやはり財政を効率的に運用しようと考えたときに、やはりひとつ考えていかなければならないことだろうというふうに思ったのです。

それで、今いつの時期なのかというふうに伺ったのは、青葉保育所そのものが、例えばこれから、指定期間が7年ですから、その手前でそういうことが発生するのであれば、これまた、どこに渡すかということは別にしても、発生するのであれば、やはり考えていかなければならないだろうと、民設ということも考えなければならぬだろうと思います。

でも、そこがどうも最初に指定管理に渡す時に相当な改修をされたということであれば、当然受けた事業所としては有効に使ってなんとかというふうになるので、そんな7年程度で建替えに入っていくというふうに思えないのですよね。その辺はもっと、何ていうのでしょうか、今不適切施設だということも言われましたけれども、そうであるなら、その部分だけでも、どうにかしなければならぬのではないかとというふうには思いますけれども、その辺の説明もいただきたい。

そして、まずそのお答えをいただいた上で公募をなぜしないのかということも少し聞きたいと思います。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） まず、建替えが必要な施設であるかどうか、ちょっとみえてこないというお話しですね。

具体的に申しあげますと、先ほど課長の話にありましてとおり、21年の時に約2,000万を掛けて指定管理の引き渡しということで一部改修しております。その時はお金が掛かっているのは、病児保育を同時にスタートさせるということもあって、そこに初期投資している分も入っています。

その後、23年、25年、26年と町費で掛けているのが、例えば、電気系統のパネルヒーターが全部壊れたので全取り替えですとか、それから、コンセントを増設しないと当時の状況からは使いこなしていけないですとか、あと青葉保育所が独自に自分のところで頑張るといって、給食をより良いものにするために、スチームコンベクションという大きなものを青葉が入れた時に、ちょっとそこに耐久できるような給食室の状況ではなかったとか、そういうような、いってみればこの7年間改修してきたのは、ちょっと適切な言葉が見当たりませんが、本当、その場しのぎ、今あるその問題を解決するという改修がやっとだったのですよね。

今この先みえますと、今点検しているだけでも、例えば、屋根の雨漏りも既にしていて、その部分だけしないような補修を今年度したのですよね。というような、もう次々と耐用年数というのは、やっぱりそういうところにあるのだなと思うぐらい次々といろいろな故障箇所が出てきているのは確かです。

この間、うちでも補修にお金も掛けていますけれども、法人独自で、例えば保育を充実するために改修するところには、うち、お金は出していないのですけれども、法人独自で改修もしていただいています。

例えば、舞台を付けたりだとか、遊戯室の床が通常保育するためには大丈夫けれども、子供たちがゴロゴロしたりするには、もっときれいなほうがいい。もっとところには、法人独自でも若干のお金を掛けていただいたりも、そこはうちと協議の上、うちが許してということがもちろんですけれども、やってきています。

その辺りを考えたときに、到底、やっぱり保育を指定管理で継続するという大前提にするのは、安定、安心した保育を届けるということでは、短い指定管理期間ということではありえないと思うのですよね。というふうになったときには、当然次の指定管理期間中に建替えということは想定するのではないかというのが私どもの判断です。

それから、保育士さんの労働条件です。

具体的に、例えば民間ですので、ただ、うちの指定管理を受けているので、常勤保育士さんが何人いますかとか、常勤の保育士さんの労働形態はどうですかとかというのはお伺いしています。

決してそれは、うちの正職員とは比べられませんけれども、臨時職員と比べて極端に低いものではないというところは確認しております。以上です。

すいません。なぜ公募しないのかというのは、先ほど、課長の説明にもありましてとおり、公募することよりも、今の安定、安心したストレスのない、それから継続した保育を安心して続けるためには、現法人に何ら瑕疵がないと判断しているところであるため、一社特定でいきたいというふうに考えています。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 当然、昭和54年でしたか、今37年間経過しているということでありますから、いろいろなところで修理しなければならないところが出てくるというのは十分理解するところです。

今おっしゃられましたけれども、だからこそ指定管理に移行する時に一定の修理をして出したという経過がありました。

最近新しく保育所が建っている市町村をみますと、おおかたはやはり、補助金の関係で民営というところもあるのですけれども、しかし、例えば一昨年ですか、上土幌町などが建てているのは町営で直接やっていると、それはそれで、あそこは過疎債を使ったということもあるのでしょうか、必ずしも心配している補助金の関係も考え方とか、いろいろな手立てを工夫すれば町で直接やっても、何らかの手法を得られる場合も、道がないというふうに断言できるものでもないということが、他町の事例で一つあります。

それと、もう一つ、保育の安心、安全、確かにこのアンケート、毎年やっていますということですが、ではこれ、こうなのだと思います。これはやっぱり、なんというのですか、私たち町民としてはありがたい結果といたしますか、これがもし不満が多かったら大変だろうなというふうに思いますが、しかし、公設公営のところ、こういったアンケートはとっていますか。同じような結果が出るのではないかと思うのですよね。

つまり、町としては保育の一体ということで、それぞれ均衡をもって保育に当たっているというわけですから、それぞれ子供さんに本当に責任をもって寄り添って頑張ってきていると思うのです。

でも、個々の部分だけ取り上げられて、ここがこれだけいいのだからということだけでは、ちょっと納得ができないといたしますか、恐らくみんなやっているのだろうと思います。もし見解があつたら言ってください。

その上に立って、幕別町の保育を、より今よりも水準を上げて、保護、養育に本当に責任を持つというふうに考えたときには、やはり事業者も民間も入る時は頑張っても、もう固定されてしまいますとマンネリが出てくるということ、申し訳ないのですけれども、そういうことも十分考えられます。

そういうことを考えるならば、やっぱりスタート段階で公募していくというのは大切な手法ではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 保育所のあり方につきまして、当然、子供たちのためには国が定めている保育指針、これをまずしっかりと守って保育をしてもらう。これがまず基本です。その点におきましては、公設、民設、また指定管理、いずれの場合も、これはまず基本的なことはしっかりと守っているということは十分町としても確認しております。

ですから、今委員がおっしゃられるように、公設公営の保育所におきましては、基本的な面におきましては、保育は何ら遜色なく取り組まれている。そのように認識しております。

民間の活力を導入する、これは行政改革の中で謳っていることでありまして、民間が取り組めることについては民間に委ねるということのも一つの方法だと思っております。

それにあたりましては、民間の活力を使うことによって、町民の皆さまへのサービスが向上すること、これがまず第一だと思っております。

そして、それには経費の面でも少しでも縮減される、そういうような効果もあれば、なおいい。

そのような観点からいいますと、青葉につきましても、南につきましても、例えば延長保育、こういうことも独自に取り組んでもらっていますし、また、病後児保育についても取り組んでいただいているということで、この点に関しましては、公設の保育所を上回るサービスの向上ということで果たされていると思っております。

そういうような実績を踏まえた中で、これは、一定程度、民間に委ねることも、いいことだな、そういうふうなことを町としては認識しているところであります。

今回、青葉を民設民営にしたいということにつきましては、まず、南保育園の実態をみたときに、これはなかなか町が想定していたように経営がうまくいって、もちろん町としても保育がどのように行われているのかというのは、十分確認はしております。

その中で、町としても問題ないと思っておりますし、また利用者の方からも評判がいい。そのような実態を踏まえまして、青葉につきましても、この際、民設民営でいきたいということでもあります。

保育所の建替えにつきましては、これは特に現在計画があるわけではありませんが、耐用年数を丁度迎えて、これはいつ建替えの時期がくるのか、非常にまだ不明な点があります。

ですけれども、仮に指定管理者を継続した場合、通常であれば今回の回に習いますと、7年間程度ということになるかと思いますが、その7年間、果たしてその保育所がそのまま大丈夫なのかという不安もあります。

ですから、民設民営でまずは移行して、そして保育所の建替えというのはどうなのかというのは、しっかりと毎年、町としても施設のほうをよく見ながら、実際に保育をやっている法人とも協議をしながら、その辺は町の財政のこともありますし、またその法人としての経営上における財政運営、資金収支、そういうようなものもあろうかとは思いますが、これは十分慎重に検討していかなければならない、そのような思いでいるところであります。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 思いはよく分かるのですけれどもね、ただ例えば財政問題で、この指定管理導入の時に、私、青葉保育所では検証はしていないのですけれども、経費が節減できるのかというところで、百年記念ホールの決算の時、2年ほど続けて質問した経過があるので、決して経費は安くなっていなかった。

では、その時に経費が安くなっていないのではないかと、いやいや経費だけではないのだと、運用が柔軟になって良くなっているからというようなお答えでした。ちょっと乱暴な言い方ですけれども。

ですから、今ここでその経費の問題を出されても、例えば新しく、では民間がやっていって青葉の今の法人に渡してやっていっても、新しく建てる時には当然町がその費用といいますか、国の補助金も得ながら、当然負担をしていく、南保育所の時も確かスタートの時には3億9,000万位でスタートした計画が、実際にでき上がる時には5億掛かる

というようなこともあって、ここまで掛けて民間に、何ていうか運営させなければならぬ理由というのが、本当に明確になってこないのですよね。

ですから、そういうことを考えれば、もっとこの段階で民設民営にしますよという、今までの7年間の財政的な効果がどうだったのか。

そして、公設でアンケートをとったらこういうことだったけれども、民間だったらこうだった。保護者の反応はこうだとか。

それから、実際に何でしょうかね、保育士たちの待遇が公設の場合はこうだったけれども、民間ではこうだというような明確な資料などがあれば、私たちも、もう少し判断できると思うのですけれども。そういうものが、まずない。

その上で、今までストレスを掛けないように、そのまま同じ法人。私、今の法人を否定しているわけではありません。頑張っていたと思っています。

だけど、公設のものを民間に渡してしまうというときには、やっぱりうちだったらもっと違う保育をするぞという民間もあるのではないかと思うのですよね。そういったところの、公募することによって刺激もありますし、次の保育に前進させる一つの糸口にもなると思うので、そういう手法をなぜとれないのかというふうな思いであります。お答があったら教えてください。

○委員長（東口隆弘） 副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 今現在、指定管理者であります温真会につきましては、これ非常に、先ほども言いましたように、まずは基本的な面も、またプラスアルファの面も十分行われているということは町でも確認しているところであります。

公募しないということにつきましては、これはもし公募をして別なところに決めるとしましたら、これは引継ぎ保育をしなければなりません。引継ぎ保育をする場合には、半年から1年位かけます。その時、人件費が相当な金額になります。まずこれが一番大きな理由です。

それと、温真会の6年間の実績をみてきたことと、それと、ことしはまだ半年しか経っておりませんが、その中で温真会といろいろと保育のあり方について話はしてきました。

その時に温真会としては、いろいろな保育に対する夢を持っておりまして、今現実にやっているそうですけれども、英語を話せるような保育士を雇っておりまして、子供たちに対して、そういういろいろな遊びの中でも、そういうことと触れ合う、そんなこともやっているそうです。

ですから、この決してこの7年間の中で同じ保育をやっているわけではなくて、いろいろな工夫をしながらやっているということが、私たちも分かりましたので、先ほど住民福祉部長が申しましたように、まず温真会につきましては安定的に保育をやっているということ、それと、子供とやはり保育士との人間関係、これが非常に大事なことだと思います。そういう面での信頼感もしっかりと保たれているなということは、われわれも確認しているところであります。そういう面におきまして、今のこの温真会というものは、かなり町としては信頼できると、そのように思い、そして、あえて公募をしないで、そこを選んで、今回、民設民営に踏み切りたい、そのような思いであります。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 先日、民生常任委員会で青葉保育所を見せていただきまして、英語のこと、それから毎日の様子をお便りに書くときに、写真を付けてやるとかということは、確かに見せていただきました。

それぞれ工夫されて取り組まれているというふうには思うのですが、民生常任委員会では、昨年、東京の立川ですとか、兵庫ではなくて、横浜でしたね、見せていただきました。

本当に特色のある、そして、子供たちが本当に生き生きとして取り組んでいる。そういった都会の中でも見せていただきました。

これは主観的なものですが、そういった保育を見せていただいて戻ると、やっぱり幕別はまだまだ頑張らなくてはいけないなというのは正直です。その、主観ですからね。というふうに思っただけです。

ですから、いろいろな刺激があり、そして切磋琢磨しながら、本当に子供に寄り添って、私は英語教育を早くすることがいいというふうには全然思っていません。で、もちろん父母の要望というのはあるのかもしれませんが、そんなことは思っていないで、保育の根幹である、保護、養育、ここに本当に寄り添って、そしてその子供の持っているものを引き出していく、伸ばしていくという、そこにいったときに魅力ある保育になっていくというふうに、ずっとみてきました。

そういう点で温真会さんを否定するということではなくて、そういった道にさらに一歩踏み込むためのきっかけづくりというのは、やっぱり必要ではないかというふうに思います。そんな点で公募が必要ではないかという思いもあって発言をさせていただいてきました。思いは以上です。

○委員長（東口隆弘） 答弁はよろしいですか。

○委員（中橋友子） いいです。

○委員長（東口隆弘） 他に質疑のある方は挙手をお願いします。

副委員長。

○副委員長（藤谷謹至） この公設から民設民営に変わる、この今までの経緯を時系列で考えてみると、まず10月25日に、この町の次世代育成支援対策協議会で説明があったと。その中で委員の中からはいろいろな意見が出てきたという経緯があって、次に10月の28日にどんと新聞報道されたと。

その後、民生常任委員会のほうで所管事務調査の中、担当部署から説明したいという経緯があって、われわれにこう話が出てきた。

まず、その順番というのはやっぱり保護者に対する説明というのが一番重要な問題ではないかなと。南保育所の場合は時間を掛けて公設民営に移行した部分がございます。それで大丈夫だという町の思いはよく分かるのですが、やはり青葉の場合も時間をかけて説明する必要があったのではないかと、やはり後手後手にちょっとまわっているなという気がいたします。

やはりまず、保護者説明会、保護者イコール住民であるわけですから、その住民への説明というのがまず一番先だろうと。保護者説明会、これからいつお考えなのか、そこ1点だけお聞きします。

○委員長（東口隆弘） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 前回、所管事務調査の中でも、なぜうちのほうがなかなか保護者説明会に踏み切れなかったかという、ご説明、報告はさせていただいたのですが、その上で、なおかつその、やはりその運営主体が変わるわけではないのだけれども、やはりその事業主体としては変わるといふことの説明では、やはりもうちょっと丁寧なことが必要ではないかということで、具体的には12月の12日の日、保護者説明会を予定しております。その中で今までの経緯とかご意見とか、またあらためて承りたいと、正に後手にはまわりましたが、やはり原点に立ちかえて丁寧な説明をしていこうということで設定しておりますので。

○委員長（東口隆弘） 他に質疑はございませんか。それではないようですので。  
中橋委員。

○委員長（中橋友子） 質疑は終わりましたけれども、できれば、この7年間の経費ですとか、実際に職員のことは踏み込んで調べてられないというのですけれども、どんな条件で雇用されていて、給与体系も含めてですね、そういったものを出していただければ、この提案を判断するのに私としては必要と思いますので、お許しをいただければと思います。

○委員長（東口隆弘） ただいま、中橋委員のほうより追加の資料請求がございました。委員の皆さんのお考えをいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。  
（よいの声あり）

○委員長（東口隆弘） それでは、担当部局のほうは、その資料について、書面について、提出をお願いいたします。  
それでは、質疑については、ないようですので、議案第103号に対する質疑は以上で終了いたします。

説明員の方には大変ありがとうございました。  
説明員の退席のため、暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（東口隆弘） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。  
それでは、本議案について各委員のご意見を伺います。  
ご意見のある方は挙手をお願いいたします。  
乾委員。

○委員（乾邦廣） 今担当部局から12月の12日に民設民営化を前提にした保護者の説明会を開催すると今お聞きしました。  
この説明会を実際に実施して、その報告を受けてから再度決を出したほうがいいのかないと私は思っております。

○委員長（東口隆弘） ただいま、乾委員より12月12日の保護者説明会を終わらせていただいて、その結果の説明も受けた中でという、最終の結論を出すということでございます。委員の皆さんはいかががでしょうか。  
（異議なしの声あり）

○委員長（東口隆弘） それでは、12月12日以降、民生常任委員会を開催する、その時に採決をするということで決めさせていただきたいというふうに思います。  
谷口委員。

○委員（谷口和弥） 実際、温真会の運営する青葉保育所も視察に入って、そしていろいろ実態を見てきたわけであります。

今流れとしては、公募をしないでこの温真会に決めたいのだという、そういう意向の中で町は進んでいるということも説明の中で明らかになってきたところであります。

議会のほうで、その温真会への民営化への意向がどうなのかということでも責任を持つ上で、青葉保育所の視察は終わったけれども、温真会そのものの法人としてのいろいろな事業の確認を士幌がメインの法人でありますけれども、行けるものならば、その採決の前に安全な信頼に足る法人であるということをやっぱり確認できないと、この採決に参加できないという思いでいるのですよね。

士幌への視察のことも、日程調整ができるのならば検討していただきたいものというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 乾委員。

○委員（乾邦廣） 今谷口委員のほうからそういう温真会との意見調整をしたいという発言がありましたけれども、今回の定例議会、大変もう、16日が閉会であります。議事的にもちょっとその日程が取れるのか取れないのか分かりませんが、これは正副委員長に委ねたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） ただいま、温真会本所の視察等について、また乾委員からは、その視察の日程調整等について、委員長、副委員長に任せるといふこととありますが、それでよろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（東口隆弘） それでは、そういうことにさせていただきますと思います。

他にありませんか。

それでは、議案第103号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例につきましては、継続審議ということにさせていただきますと思います。